

令和6年 第17回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和6年12月23日(月) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，大森委員，小野委員，亀山委員，山口委員
- 4 説明員 梓澤教育次長，小栗学校教育担当次長，鈴木総務担当主幹，
渡辺教育企画課長，加藤学校管理課長，川島学校教育課長，
山口学校健康課長，塚田生涯学習課長，飯田教育センター所長
- 5 書記 上野総務担当副主幹，野澤係長，谷田部係長，増山主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第38号 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
議案第39号 宇都宮市社会教育委員の委嘱について
 - (2) 報告事項
報告第55号 臨時代理の報告について
報告第56号 令和6年12月議会一般質問の概要について
報告第57号 教育行政相談の内容と対応について
報告第58号 学校等事件・事故について
 - (3) その他
 - ① 第17回うつのみや人づくりフォーラム実施報告について
 - ② 第19回食育フェアの実施結果について
 - ③ 令和6年度宇都宮市民大学公開講座について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第17回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、大森委員、小野委員にお願いする。 次に、第16回の会議録についてご意見などあるか。 (意見などなし)
教育長	このとおり承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	会議録を承認する。 それでは、第16回会議録は、大森委員、山口委員に署名をお願いする。 ※既に会議録に署名済のため、特段の動作なし
教育長	<u>議案第39号、報告第57号及び報告第58号は「個人情報が含まれて いるもの」</u> であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成の場合)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは、審議事項に入る。 議案第38号「宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正につ いて」、説明願う。
生涯学習課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	今回、使用料が下がることは市民の方々にはありがたいことかもしれな いが、物価自体は今上昇傾向にあるので、その分、市の公費の負担が増え るという認識でよろしいか。
生涯学習課長	算定する際は原価算定方式により、算定の基礎には土地や建物、かかっ ている経費などを含めて算定している。そのため時間が経つと建物の部分 が減価償却するので建物の価値が減ってゆくことになる。年数が経つと基 本的には引き下げになる形が一般的になっている。特に今回物価高騰分の 負担を市が受けているというわけではなく、あくまで令和5年度の決算ベ ースで経常的な経費は見たうえで引き下げの結果になっているので、市の 負担が増えているわけではないと考えている。
小野委員	もし、建物の価値が下がり、物価も下がる傾向だったらもっと下げるこ

	とも出来たがこのくらいの金額で収まっているという理解で良いか。
生涯学習課長	その通りである。
教育長	それでは、議案第 3 8 号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第 3 8 号を決定する。
教育長	報告第 5 5 号「臨時代理の報告について」、説明願う。
総務担当主幹	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大森委員	通勤手当の部分で、これまで公務員の上限額が 5 5, 0 0 0 円だったが、この金額がかなり上がるという背景は遠方からの通勤を容認しないと成り手がいないという背景もあったりするのか。
総務担当主幹	今回人事課の調べによると、民間の事業所の約 6 割が新幹線通勤を認めていることと、それでほぼ全額の支給がなされていること、また職員の個々の事情に応じて経済的な負担に囚われないで通勤手段を選択できることが離職防止にも資する観点もあるということで改定をしていると聞いている。
小野委員	今の話だと他の自治体に合わせるということであって、実際に職員からの要望があるとか、要望が増えているということではないということか。
総務担当主幹	理由としては「合わせる」といった方が適切かと思う。
教育長	それでは、報告第 5 5 号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第 5 5 号を承認する。
教育長	次に、報告第 5 6 号 「令和 6 年 1 2 月議会一般質問の概要について」、説明願う。
総務担当主幹	(資料のとおり説明)

教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	資料４－６頁「（１）市長の公約、所信表明について」 回答欄に「財源について充当可能特定財源など国や県の動向を注視していく」とあるが、市の独自の財源を模索はしていないのか、これは基本的には市の財源も探すということも含めた回答で良いか。
学校健康課長	その通りである。
小野委員	「特定財源」という言葉の意味を聞きたい。
学校健康課長	特定財源とは例えば国の地方交付金、今回の経済対策の重点支援地方交付金など、特別な名前のもとの補助金のことである。
小野委員	そのような補助金があれば市の財源以外で２，０００円の補助が可能になるということか。
学校健康課長	その通りである。財源８億４０００万円程度に少しでも充当できるものがあれば活用していきたいと考えている。
亀山委員	資料４－１０頁「児童生徒の１人１台端末の更新について」、一部の教職員に端末がないと書かれているが、その理由と不便なことは何か無かったのか。
学校管理課長	先生方の全てに端末は行き渡っていない。学級担任には行き渡っているものの、授業を実施する副校長、主幹教諭の一部、校長、市の会計年度任用職員の先生方には行き渡っていない。使える旧端末を有効に活用してＩＣＴ環境を充実させたいと思っている。子どもたちの端末については国から約３分の２の補助がついてくるが、先生方の端末は各自治体の独自の財源で配備するようになっている。そのような財源の問題もあって全ての先生方に端末が行き渡っていない状況である。
大森委員	資料４－８頁「脳脊髄液減少症について」、脳脊髄液減少症に特化して取り上げているが、本市で認知されている対象疾患の方の人数は把握しているか。
学校健康課長	市内の小中学校において、この疾病にかかっている児童生徒を調べたところ、疑いがあるとのことで１名が検査入院をしている。今現在の検査結果によると、この病気ではないだろうということで経過観察となっている。したがって今のところ市内には脳脊髄液減少症の方はいないという状況で

	ある。
山口委員	資料４－２１頁「小中学校におけるインクルーシブ教育について」、困難を抱えている子について、どれくらいの困難を抱えている子が通常学級に いるのか。
教育センター所長	困難を抱えた児童生徒の定義も難しいところではあるが、昨年度に児童 生徒の調査を行っており、担任の先生が「指導をする時に配慮が必要であ る」と回答した割合は約９％で通常の学級の中に在籍しているという結果 である。
山口委員	例えば暴力を振るったり噛みついたり、危害を加える事態になるなど、 通常の児童たちと一緒に生活が出来ないほどの重度な子どもがいるという ことか。
教育センター所長	発達障がい等があつてパニックになってしまった場合を想定すると、そ の子にとっては何らかの理由があつて、学校としては本人がそのような環 境に置かれないように何らかの工夫はしている。もし本人がイライラして しまう場面に遭遇したら、イライラが昂ってパニックになる前に担任の先 生にカードを出してそこから離れるなど、様々な対応を現場では行ってい る。
小野委員	この篠崎議員の質問は、下校時に石を投げ合って近くで一緒に下校して いた女の子の歯を欠けさせた事件のことか。
学校教育課長	その通りである。本年５月に公表した報告書に基づく質問である。
小野委員	小競り合いというか、じゃれ合いみたいなことの延長で被害が出てしま った。
山口委員	発達障がいとか重度な障がいの児童生徒がいる場合、対応できる専門の 先生がいた方が良くと思う。
教育長	現状、どのような対応をしているか、人の配置も含めて説明をしてほし い。
教育センター所長	各学校には専属の指導員がいる「かがやきルーム」を設置している。通 常の学校に在籍し、発達障がいなどの傾向があり、多少困難を抱えている 子どもの場合にはその教室に行つて、ソーシャルスキルトレーニングとい う形で「嫌な場面があつてもこういう行動をするようにしようね」という

練習を授業と並行して行っている。

全ての学校ではないが特別支援学級を設置している学校もある。特別な支援を必要とする子どもが在籍をして、さらに専門的な指導を受けている。また、4月に学校がスタートしてどうしても学級経営が難しいという状況になってしまった時には、教育センターから専門の相談員が訪問して管理職への助言や、直接先生にも助言を行う。場合によってはその子を直接対応して、それを見て先生方に学んでいただいたり、緊急対応として人の配置を行ったりするなどの対応をしている。

小野委員

資料4-24頁「スクールカウンセラーについて」、「全校に配置するため63名が不足しており、8,800万円程度の予算が必要」とあるが、8,800万円の予算があればすぐに63名が採用できるものなのか、そもそもスクールカウンセラーの資格があつて学校に来てくれるという人が簡単に調達できるのかという疑問がある。これは金額だけの問題ではないのかと思うが。

教育センター所長

ここに載せているのは県に採用されているスクールカウンセラーになり、採用は宇都宮市ではない。宇都宮市では大規模な地域の学校には市独自で6名のスクールカウンセラーを配置している。そのカウンセラーについては毎年募集をかけて競争試験を行っているが、今のところ毎年多くの応募がある状況である。公認心理士や臨床心理士の資格を保有する者として県の内外から申し込みがある。

教育長

現実的に63名をつけられるのか。

教育センター所長

すぐに63名というのはなかなか難しい。

教育長

予算ではなく、人を見つけるという点か。

教育センター所長

その通りである。

小野委員

県の問題もあつて大変だとは思いますが、進めていただきたいという意見である。

大森委員

資料4-23頁「(3)子どもの家での対応について」、「障がい児対応アドバイザー」とあるが、この方は例えば特別支援学級に務めたの経験のある教員だとか、現場を経験されている臨床心理士とか、そういう方か。

生涯学習課長

この方は生涯学習課でお願いしている会計年度任用職員で、宇都宮市で教職員として在任中に特別支援学級の担任をしており、長い間、不登校や

発達障がいなどの子どもの対応をしてきている。教員退職後も教育の支援員等として従事されており、その後に生涯学習課で「こどもの家」のアドバイザーをやっている。特別支援に対しての造詣が深い経験豊富な方である。

大森委員 「障がい児対応アドバイザー」は何名か。

生涯学習課長 1名である。

亀山委員 同じく資料4-23頁「子どもの家での対応について」、質問に暴力を振るう児童に対して「指定管理者の責任ではなく教育委員会としての責任を持って」と書かれているが、教育委員の責任なのか。

生涯学習課長 この質問の主旨としては、「こどもの家」は指定管理事業として運営している。答弁にも記してあるが、障がい児等加配支援委員設置の費用は市から出しているが、加配支援委員を見つけ、選び、雇用することは指定管理者にお願いしている状況である。それに対して市の方でもっと責任をもった形で何らかの対応が出来ないのかという主旨と考えている。

教育長 それでは、報告第56号を承認してよろしいか。
(全員了承)

教育長 報告第56号を承認する。

教育長 次に、その他になるが、資料については、後ほどご覧いただきたい。

教育長 **【公開できる案件の終了】**
これからの議案については、非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- | | |
|----------|--------------------------|
| ○ 議案第39号 | 宇都宮市社会教育委員の委嘱について
⇒決定 |
| ○ 報告第57号 | 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認 |
| ○ 報告第58号 | 学校等事件・事故について
⇒承認 |

非公開審議の終了】

教育長 現時点において、皆様からご意見などあるか。
(特になし)

教育長	次に事務局から連絡事項をお願いする。
事務局	● 予定について このあと、委員 de サロンと連絡事項を行う。 ● 今後の会議等の日程について ・ 1月20日（月） 午後 1時20分～ 教育施設視察 (姿川中央小学校) 3時30分～ 定例会
教育長	以上をもって、本日の委員会を閉会とする。
署名委員	_____
署名委員	_____
	終了時刻 14時20分